

酒田駅駅前広場(フリースペース) 使用手続きについて (酒田市土木課)

よくあるお問合せ

【貸出の優先順】

- ① 市やJRのイベント等で使用する場合（ミライニとのイベント連携含む）
- ② 市やJRの展示場として使用する場合
- ③ 市やJRが広場の維持管理の場として使用する場合
- ④ 民間企業等がイベント等を開催する場合（駅前の活性化に資するもの）
- ⑤ 上記以外の利用の場合

※【注意】
使用目的によりお断りする場合があります。

【イベントなどで電気を使用したい】

電気の使用については、各自で自家用発電等の用意をお願いします。
詳細は土木課までお問い合わせください。

【利用後の清掃について】

利用後は清掃をお願いします。また、露店等で飲食物を販売する場合は、施設内の汚れ防止対策をお願いします。ゴミの持ち帰りをお願いします。

みんなが利用する場所です。
心地よく利用できるようにご協力よろしくお願いします。

【問い合わせ】

酒田市建設部土木課路政係 TEL26-5741

【駅前広場を使用し、人が集まるイベントを開催したい】

【目的】

市やJRなどが開催するイベント等の場所として有効利用することにより、駅前交流の活性化に資するものです。各種イベント等に利用する場合、以下の手続きが必要になります。

【概要】

- ① 名称 酒田駅駅前広場 フリースペース
- ② 所在 酒田市幸町一丁目20-14ほか（約257㎡）
- ③ 時間 午前9時～午後9時
- ④ 区画 一区画 約40㎡
- ⑤ 使用料 概ね136円/一区画 1日あたり（税込み）

※ 冬期間(12月1日～3月31日)は、除雪作業等を考慮し利用できません。

【申請方法】

- ① 申請書 行政財産目的外使用許可申請書
- ② 申請先 酒田市建設部（土木課 路政係 TEL:26-5741）
- ③ その他 施設の使用状況により、使用できない場合があります。
申請の受付は概ね1ヶ月単位となります。
使用を希望される際は、予めご連絡をお願いします。

また、露店等を出店し、火気や発電機を使用する場合は、別途下記の届出が必要となります。
※ 露店等の開設届出書（酒田地区消防本部予防課 TEL:31-7146）

イメージ図

